

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	マクセル株式会社	コード	6810
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	村瀬 幸子	社外取締役	○													○		有
2	相神 一裕	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	青木 暢子	社外取締役	○							△							新任	有
4	秦 和義	社外取締役	○							▲					△			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		企業法務を中心とした弁護士として、豊富な見識及び高度な専門性を有しており、上場企業の社外役員としての経験に加え、当社取締役就任以降、取締役会において有意義な助言を通じて尽力いただいていることから、引き続き当社グループ成長戦略及びコーポレートガバナンス・リスクマネジメントの維持向上への貢献を期待したためであります。また、同氏は、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。
2		株式会社JVCケンウッドにおいて代表取締役を務めるなど、豊富な経営経験に加え、グローバル営業・マーケティング戦略に対する幅広い見識を有しており、当社取締役就任以降、取締役会において有意義な助言を通じて尽力いただいていることから、引き続きグローバルな事業戦略及びガバナンスの維持向上に貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏は、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。
3	青木暢子氏は、1987年から1995年まで、当社の主要な取引先である株式会社東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)に業務執行者として在籍しておりましたが、退職後長期間が経過しております。	日本アイ・ピー・エム株式会社及びコベルコシステム株式会社において監査役を務めるなど、財務及び会計部門並びに会社経営における長年の豊富な経験と深い知識を有することから、独立した立場から当社の経営を監督し、適切な助言・提言いただくことを期待したためであります。また、同氏は、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。
4	秦 和義氏は、過去に当社の取引先であるコニカミノルタ株式会社の業務執行者でありました。当社と当社との間の取引額は、当社の連結売上高の1%未満(直前事業年度実績)であります。また、過去に同氏の二親等内の親族が当社の主要な取引先である株式会社三菱UFJ銀行に業務執行者として在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しております。	コニカミノルタ株式会社において常務執行役を務めるなど、豊富な事業運営・事業改革実績及び経験に加え、技術領域から経営企画領域に至る幅広い見識を有しており、当社取締役就任以降、取締役会において有意義な助言を通じて尽力いただいていることから、引き続き新規分野における成長戦略及びガバナンスの維持向上に貢献いただくことを期待したためであります。また、同氏は、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。

## 4. 補足説明

当社は、独立役員の独立性を判断するにあたっては、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基準としております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。